

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会

廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ第1回会合

日時 平成25年7月23日（火）10：05～11：05

場所 経済産業省本館地下2階講堂

○久米政策課企画調査官

それでは、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会第1回廃炉に係る会計制度検証WGを開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先月の6月25日にWGを開催しておりますけれども、その後、総合資源エネルギー調査会の組織改編がございまして、このWGについては電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会の下に位置付けられることとなりました。その関係で、開催回数としては今回が第1回となっております。また、委員及び座長につきましては、電気料金審査専門小委員会、安念潤司委員長の権限により、以前と同じ方々が選任されたことを御報告いたします。

それでは、ここからの議事進行は山内座長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○山内座長

遅参いたしまして、大変失礼いたしました。それでは、始めさせていただきます。

本日の進め方でございますけれども、まず事務局から資料3を御説明いただきます。これは前回の指摘事項への回答ということになっております。それについて御議論いただきまして、その後、資料4がこの小委員会の骨子案になっておりますが、これを御説明いただいて、これについて御議論いただくと。こういう2つの議題で進めたいと思います。

それでは、早速でございますけれども、よろしく申し上げます。

○久米政策課企画官

それでは、御説明させていただきます。お手元のパワーポイントの資料3を御覧ください。

めくっていただきまして、前回の御議論の中で、電気料金との関係をしっかり整理する必要があるのではないかという御指摘をいただきましたので、その御指摘についての資料でございます。

まず、電気料金に対する基本的な考え方でございますが、電気事業法第19条におきまして、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることが電気料金の認可基準になっておりまして、最大限の経営効率化を踏まえた上で、電気事業の遂行に当たって必要な費

用については、電気料金の原価に含まれるということになっております。

原子力発電所の建設コスト、あるいは、建設に係る資金調達コストは減価償却費や事業報酬として、また、原子力発電所の廃炉に要する費用は原子力発電施設解体費として料金原価に含めることがこれまでも認められてきたところでございます。

他方で、バックフィット制度の導入をはじめとする新たな規制等によりまして、長期間の運転停止や想定外の早期運転終了が想定される、あるいは、実際に起こってきていることを踏まえますと、原子力発電設備の簿価の一括費用計上、解体引当金の積立不足といった事態が生じまして、本来的には電気料金で回収することが認められていた費用が実際には回収できなくなるという課題が顕在化しつつございます。

電気料金で回収できない多額の費用が発生した場合、電力会社の財務基盤が毀損され、電力の安定供給や円滑かつ安全な廃止措置にも支障が生じるおそれがあるということかと思っております。

めくっていただきまして、4ページでございます。電気料金値上げ認可時における料金原価の査定ということで、先生方におかれましてはよく御存知のことかと思っておりますけれども、規制料金につきましては、電気事業者から料金改定の認可申請が提出されて、その後、公聴会等の御意見、あるいは、消費者庁との協議を行った上で、経産大臣が認可を行うと。引下げの場合には届出で行っていただくと。特に値上げの場合には、事業者が最大限の経営効率化努力を踏まえて行ったものであるかという点について厳正に審査を行っていただくということになっております。

めくっていただきまして、5ページでございますけれども、料金原価で、現在、減価償却費あるいは原子力発電施設解体費がどう位置付けられているかという点を図示しております。減価償却費、原子力発電施設解体費ともに、総原価の中に営業費として含まれておりまして、費用の配賦というプロセスを経て小売の規制料金に反映されていくという部分が図示されております。

めくっていただきまして、6ページ以降で発電と廃炉の関係、この2つの事業あるいは活動の関係をどういうふうに整理すべきかという点につきまして、前回の御議論を踏まえてまとめさせていただいております。

7ページを御覧ください。前回の会合における主な御意見としまして、廃炉が確実に行われると安心して見ていただけるからこそ発電が行えるのであって、発電と廃炉を一体の事業と見るべき。

昨年の東電の料金審査において、福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉について、安定化維持費用は料金に入れて、事業者自ら特損として処理したものは料金に入れずに、ある意味自主カット的な扱いであった。その際、廃炉の作業も電力会社の活動の一環として事業目的に適うものとして、電力の安定供給に資することと整理した。

3番目として、廃止措置の期間も電気事業を継続するための期間と考えた場合、これも含めて

事業の一環と捉えられるのではないか。原子力の特殊性についてどこまでコンセンサスを得られるのかというのが重要なポイント。

4番目としまして、発電終了後、廃炉のための設備が必要で、場合によっては追加で設備を取得する必要があるという点は理解した。むしろ運転終了してすぐに減価償却が止まったということが不自然に思われる。解体引当金についても同じ印象を受けた、といった御意見を頂戴いたしております。

こういった御意見も踏まえまして、発電と廃炉の関係について整理させていただいたものが8ページでございます。原子力発電については、ひとたび発電を開始すれば、運転終了後も一定期間にわたって放射性物質の施設外への拡散防止や遮へいなどの安全機能の維持が必要。廃止措置は原子炉等規制法に基づく電力会社の義務であり、義務を履行できないと想定される場合は、法的にも社会的にも発電事業を継続していくことは困難となります。

したがって、長期にわたる廃止措置が着実に進められることが電気の供給を行うための大前提であり、廃炉となる原因如何に関わらず、発電と廃炉は一体の事業と見ることができるのではないか。こういった考え方を踏まえ、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備の減価償却費や引当不足の解体引当金について、「能率的な経営の下における適正な原価」の範囲で、廃止措置期間の電気料金原価として認めて回収する制度が適切ではないかという形で整理させていただいております。

3番目が電気料金への影響ということでございますが、1枚めくっていただきまして、10ページを御覧ください。これは、仮に先ほど御相談したような制度を導入した場合に、電気料金は上がるのか下がるのかというところを整理させていただいたものでございます。

まず、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備の減価償却費計上による料金負担という論点がございます。原子力発電所が運転している間、原子力発電設備の主な設備については、耐用年数を15年とする定率法で減価償却が行われておりまして、この減価償却費は料金原価項目に含めることとなっております。

今回の検討によって、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備について、運転終了後も減価償却を継続することとなれば、運転終了後は、運転終了時の残存簿価から発電のみに使用する設備、タービンとか発電機といった類の設備の簿価を減じた額が各期に費用配分されることとなります。

この残った減価償却費は、運転中に原価算入されている減価償却費よりも大きくなるということから見ますと、廃炉を決定する前の電気料金に対しては追加負担の要因とはならないと見ることもできます。一方で、運転終了時の残存簿価が特別損失として処理され、料金原価に算入

されないという処理をするときと比較しますと、追加負担となるということかと思えます。実際、図にしたものが下にございます。

めくっていただきまして、11ページを御覧下さい。事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備についての考え方でございます。東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置関連費用の全体像につきましては、現段階では各工程の具体的な費用の積み上げによる総額の見積りは困難とされておりますけれども、現時点で合理的な見積りが可能な範囲で、これまで9,469億円を計上しております。この内数として、廃止措置に向けて新たに設備を取得する費用についても、今後必要な支出を行っていくことが想定されているわけでございます。

仮に先ほどのような見直しをさせていただくと、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備について、運転終了後も減価償却を行うものとして整理されることとなります。東京電力福島第一原子力発電所の例で見ますと、上記の引当9,469億円の中で見積もられた設備のほか、事故炉の廃止措置に向けて新たな設備の取得が必要となる場合には、その減価償却費は追加的に原価算入され得ることとなるということで、追加負担の原因となる可能性がございます。

この費用については、まさに今ご説明したとおり、現時点で見積もれていない金額、あるいは費用項目でございますので、実際にどれぐらいの追加負担の要因になるかを計算することは難しいわけでございますけれども、規模感をお示しするために、仮に100億円新たな設備を取得ということで、現在見積りの外のものを取得するということを想定しまして、15年定率法で計算しますと、初年度の減価償却費は13.3億円。東京電力の場合ですと総費用の0.024%、平均モデルの電気代を月8,000円と置きますと、1.9円の上昇の負担要因となるということでございます。

めくっていただきまして、12ページでございますが、解体引当金の引当方法の変更及び運転終了後の引当継続による料金負担の検討でございます。原子力発電施設解体引当金につきましては、発電所1基毎の発電実績において引き当てることとしておりまして、これによって生じる費用、原子力発電施設解体費ということでございますけれども、これを料金原価項目に含めることとなっております。

今回の検討によって、原子力発電所の稼働状況に関わらず着実に引当を進めるという観点から、定額法又は定率法とし、運転終了後も実際に解体が本格化するまでの間は引当を継続することといたしますと、運転中は、通常、想定どおりに稼働することを念頭に料金原価に算入されていることを前提としますと、廃炉を決定する前の電気料金に対して追加負担の要因とはならないという考え方もできると思えます。一方で、運転終了時に引当金が十分な額に達しておらず未引当相当額が特別損失で処理される場合と比べますと、料金原価に算入されませんので、この場合と比べれば追加負担となるということでございます。これも何を基準に比べるかによって、負担の上

昇、あるいは、そうならないという考え方の結論が変わってくるということでございます。

4番目が、資産除去債務会計基準との関係ということで宿題をいただいております。めぐっていただきまして、14ページでございます。平成22年度に一般的な会計ルールとして資産除去債務会計基準が導入されております。法令等に基づいて有形固定資産の除去が義務付けられている場合は、その除去費用を負債（資産除去債務）として計上しまして、同額を関連する有形固定資産の帳簿価格に加えます。その加えた額は減価償却を通じて各期に費用配分されることとなっております。

原子力発電施設につきましては、原子炉等規制法に基づいて廃止措置の義務が課されておりますので、資産除去債務に関する会計基準の適用対象となるということでございます。

一方で、この制度につきましては、平成元年に省令を制定して、生産高比例法で費用配分するというものをしてまいりましたので、生産高比例法による費用配分を継続していくことで、資産除去債務会計基準の適用指針第8号により、これを継続するというもので、資産除去債務制度導入後も従来の解体引当金の制度を継続してきたということでございます。仮に今回この制度を変えようとするならば、まさにこれと同じ枠組みで制度の変更をすることになるかと存じます。

最後、15ページですが、各国における廃炉費用の積立方法の概要を整理しております。アメリカ、フランス、ドイツ、イギリスということで、料金については、規制の場合、自由の場合とございますけれども、おおむね資産除去債務会計基準に沿って定額法で費用化していくということでございます。期間についても40年前後という例が多いようでございます。

以上、前回いただきました御指摘につきましての事務局の考えを整理させていただきました。

○山内座長

どうもありがとうございました。

プレスの皆さんの撮影はここまでとさせていただきますが、いらっしゃらないようなので。

傍聴の方は可能ですので、引き続き傍聴されるということにさせていただきます。

それでは、ただいま御説明いただきました件につきまして、御質問あるいは御意見があれば、皆さんで議論したいと思います。基本的に前回の御指摘事項ということで、電気料金の基本的な考え方、それから、発電と廃炉の関係、この辺の考え方の整理が極めて重要かと思っております。それから、前回御指摘の中で、電気料金にどういう影響が出るのかということで御試算いただいたということ。そして、最後は資産除去債務会計基準との関係ということでございます。どの項目でも結構でございますので、御意見をいただければと思います。いかがでございましょう。

○辰巳委員

2つありまして、1つは14ページのスライドの件なんですけれども、平成元年に考えて作った

という生産高比例法というやり方を決めたときには、それなりの理由があったと。その理由は、「世代間負担の公平性」という言葉が使われておりまして、後の人につけを残さないためにという理由だったと思うんですね。そういうふうにならんと考えた上でやられた方法だったはずが、今足りなくなつて、結局、後世の人に負担を残すことになりますよね、もしもこのままいけば、今回変えなければいけないときに、前回の考え方がそういうことを十分に検討されずにこういうふうな結果になったのか。しかも、そのときのキーワードが「世代間負担の公平性」という単語なので、変えていこうというときにはそれなりにきちんとした理由を……。理由はわかっているんです、足りなくなつたという理由では。だけれども、ここの視点に関してはどのように考えればいいのかというのが、この書き方では私自身が疑問だなと思ったのです。

もう一つは事故炉の話です。まず、現状、特損として9,500億円レベルのお金が既によけられていて、恐らくこれで足りるだろうという予測の下でこの金額は検討されていたのではないかなと思つてはいるんですけども、その後、追加的にというお話がここにまた出てきているわけですよ。その場合には、そのときに新たに設備をつけるから、それが新規の設備ということで減価償却されるために、15年間という言葉も出ておりまして。だから、9,500億円の中側で、「内数で」と書いているように、本当ならば足りるだろうと予測しているわけですよ。これは足りるかもしれないというお話ですか。足りる可能性もあるんだよという前提で足りない場合はという話ですか。新規に設置する設備に関してもこの9,500億円の中に入っているのかどうかというのが知りたい。これはこれで御説明いただきたいんですけども、新たに事故が、あつてはならなくても、あつたときに、今後こういう同じ考え方をなされるのかどうかというのが知りたいなと思つたのです。

以上です。

○久米政策課企画官

ありがとうございます。まず最初の御質問につきまして、生産高比例方式ということで発電量に応じて引当を行っていくということが、電気を使った時点で電気を使った分だけ消費者にも負担していただくという意味では、世代間負担というか、受益者負担という意味では、ある種それに徹底した制度ということかと思つます。

一方で、これがなぜワークしなくなつてきつたのかという点は、前回も含めて御議論いただいているところでありますけれども、規制の強化が当初想定していた以上に行われ、その結果、事業者が想定していなかつた形で原子力発電所を動かさなくなるということがあるということを、当時具体的に想定していたということは恐らくないのではないかと。想定していなかつたから費用見積りも書いてないわけです。もちろん、原子力発電所がいろいろな要因によって、想定どおり稼働

しないことはあるわけですが、稼働しなくても、その問題を解決すればまた稼働すると。したがって、動かし続けているうちに解体引当金がきちんと引き当てられていく、積み立てられていくということが暗黙の前提となって、この制度でワークするというので今まで制度を変えずにこられたということではないかと思えます。

○辰巳委員

すみません、今のお話を伺った限りは、ここに「世代間負担の公平性」という単語を使っているのがおかしいかなのと思って。今、「受益者負担」とおっしゃいましたよ。それならすごく納得するのですが。

○久米政策課企画官

言葉遣いの点はよく精査したいと思います。この点につきましては、そういったところが大きなポイントかなと考えております。

それから、事故炉につきましては、現時点では東電の福島第一しか想定されていないわけですが、9,469億円で足りるのか足りないのかという点につきましては、率直に申し上げてわかりませんということです。現時点で見積もれた額、当初は9,000億円ちょっとだったものが、毎期ごとに少しずつ見積もれる額が増えてまいりまして、現時点でいうと9,469億円ということです。これは見積りができる段階でそれが加わっていくということは今後もあり得ることかと思えますので、その範囲につきましては、現時点では9,469億円まで見積もれておりまして、今後増えるかどうかはわかりませんということをお願いするしかないので、相当長期にわたって行わなければならない作業ということだけははっきりしておきまして、長期にわたってこの費用がどういった形でファイナンスされていくのかというところは、今の段階できちんと整理をして御相談しておく必要がある論点かなと考えております。

○山内座長

よろしいですか、辰巳委員。

○辰巳委員

これは特別な話だということですか。それでは、今後に関しても、もしこういう事故が起こったら同じやり方をやるということですかということです。新しい、これから提案していこうという方法で間に合うのかどうかというのが知りたかったのです。

○久米政策課企画官

今回御議論いただいている前提として、廃炉の原因を問わず廃炉終了までの費用がきちんと確保される仕組みがないと、廃炉がうまく進まないのではないかという問題意識で御議論をスタートさせていただいておりますので、一般論として申し上げれば、事故の原因を問わず事故につい

ても制度としては適用されることになろうかと思えます。

○山内座長

ほかにかがでございましょう。どうぞ、松村委員。

○松村委員

発言するつもりではなかったのですが、今の14ページのところです。確かに今までの制度で世代間の公平とか受益者負担というような発想はあるとは思いますが、本当にそれが正しいやり方だったとすれば、引当金だけではなく減価償却費の類のものだって、本来公平なのは生産高比例だということになりかねない。本当は生産高比例が公平で正しいが、昨今の情勢変化の結果、やむを得ず不公正なことをやらざるを得ないみたいに聞こえると、これからつくる制度変更が公正の観点からは非常にまずいことをしているようにも聞こえます。私はそれは必ずしも正しい整理ではないと思います。むしろ平成元年のときに間違えた、という整理でいいのではないかと思います。

平成元年なんて大昔のことで私は全く知らないのですが、こんな事情だったのではないかと思います。例えば小さな事業者で原子力発電所を1基しか持っていない、2基しか持っていないところが、定検になって停まるとか、軽微なトラブルで数ヶ月停まるということがあったときに、それでも全部引き当てると、停まって収益性が悪化して、しかも引当だけが続く結果、急激に見かけ上の財務が悪くなってしまふ。逆に、定検が入っていないとか、トラブル無く動いているときは、生産高比例ではなく一定で積み立てられていると急激に収益が良くなる。

実態を正確に反映しない収益のデコボコが出てきてしまうので、原発が順調に動いているときにたくさん費用を積み立て、そうでないときには費用を積み立てないとすると、そのデコボコはならされる。そういうことを考慮したのではないかと邪推しております。決して「それが目的で制度を導入します」とは口が裂けても言えなかったとは思いますが、そういう思惑があったかもしれない。しかし、今この状態ではそんなことのデコボコよりもはるかに大きな問題が起こっているわけですから、そういう配慮をやめて、ある意味では本来の姿に戻す、他の国でも取られている、ごくごく普通の常識的な姿に戻すと整理すればよいと思います。公平性を犠牲にして変な制度を作るのではないと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

基本的に、この資料の前半にありましたけれども、原子炉については廃炉まで全部含めて機能するという考え方をここで確認して、その意味では過去のやり方、それが間違いかどうかは別に

しても、違う考え方でやることになるのかなと思います。

そのほかにかがでございますか。どうぞ、大日方委員。

○大日方委員

平成元年のころ私はまだ院生だったので責任は負えないのですけれども、当時間違っていたとは思いません。生産高比例法は、分母が総設備利用量見込みで、分子が使用実績ですね。そのときに受益者負担イコール世代間負担の公平性にかなうと想像していたのは、分母の総利用可能量が一度見積もったら何年間にもわたって変わらないという前提があったんだと思います。変わらない状況でないとならば生産高比例法は適用できないんです。会計上ころころ変わるものについて生産高比例法をやっても意味がないので。当時はそういう想定でいたんだろうと思います。

事故があるかどうかというのは別の問題ですが、一般に分母の総利用可能量が不確実に変わるという状況では、生産高比例法を使うのは誤りにです。ですから、確実に見込んでいられるというか、それは間違っていないと思っているときにはそれは正しく、それは見込めないとなったら適用すべきではなく、続けるのも間違いだということだと思います。その間違いにいつ気付いたかという問題はあり、また、直近まで全部正しかったと言うつもりはないんですが、そういう建て付けになっていたのではないかなと思います。

○山内座長

ありがとうございます。

幾つかの御意見で、今回、レギュレーションも変わりましたし、先ほど言いました考え方も整理されたということだと思います。

ほかにかがでしょう。どうぞ。

○大日方委員

概ね事務局が作成していただいた資料で異論はないのですけれども、今、話に出てきたような長年にわたって続く制度に対して、担当者が替わると昔のことがわからなくなってしまうというのでは困るので、事務局の頭の整理というか、理論武装というところちょっとオーバーですが、議論を整理しておいて欲しいところがあります。

まず、1つはある種のことの変更された場合の会計処理ですけれども、基本的に原価に算入されるという前提では3つの方法があります。過去に遡って反映させる。料金回収をどうするかは別ですが、技術としては過去に遡って修正するという方法があります。2つ目が即座に変更した時点で修正をする。3つ目が将来の一定期間にわたってちょっとずつ修正する。4つ目は料金原価と関係なく、電力の株主負担として一切何もしないという方法。このうちどれをとるかというところ、項目によって違っているので、ある場合にはこれを取り、別の場合にはこれをとるとい

との論拠を明確にしておくということですね。それが第1点目です。

2点目は、今言った方法と実は連動するのですけれども、変更の内容によって採るべき方法が違ふというのが会計の立場なんです。費用の範囲あるいは原価の範囲、そもそも今まで原価に入れなかったものを原価にするとか、範囲の変更なのかどうかとか。もう1つは期間の変更ですね。これは今回問題になっていますけれども、要は、耐用年数なり引当期間の延長及び短縮、両方向の頭の整理が必要だと思いますが、この場合にどういう処理が望ましいのかということ。3番目が償却方法ですね。この方法の変更というのは非常に厄介なんですけれども、範囲と期間と償却方法の変更、いずれであるかによって処理方法は違ふというのが会計の嫌らしさです。4番目が抜本的に規制が変わるといふものです。規制当局には非常に強い権限があつて、いわゆる金商法上別記事業という扱いを受けていまして、業法で決めれば一般会計基準に従わなくてもできるということなんです、その業法を使ってやるという選択肢もないわけではないですね。ただ、一般の会計ルールに照らして実行可能であれば、別に無理する必要もなく、考え方を確認するだけで済むので、その変更時点で範囲、期間、償却方法、規制の変更の4つのどれなのかということを確認するという事です。

3点目の問題は、会計で考えなければいけないシビアアクシデントというのがありまして、予想し得る変更、将来起り得る変更についてきちんと手当というか、ルールの確認ができていのかどうかです。例えば、今回とは別にバックフィット等で将来起り得る変更が問題になるのですが、それについて、先ほど言った変更内容に照らして変更時のルールを確認するというか、頭の整理をしておいていただきたいと思ひます。

今回は課題があつて、それに答えるという形になっているので、その問題を網羅するという話ではありませんから、今回の最終文書で文書化を求むるものではありませんけれども、そこを見据えた上でこの部分をやっているということがないと、パッチワーク的にルールを変えたように思われるのは不本意だと思ひますので、その点よろしくお願ひします。

○山内座長

ありがとうございました。貴重なご指摘をいただきました。

今のは、まず考え方の整理があつて、今回の現実はそれをどういふふうにあてはめていふのかということを確認していただきたいと、こういうことですね。それから、2番目の御指摘もそうですね。費用の範囲、期間、償却方法、そして規制の変化、どういふふうな形でこれに関わっているのかということですね。それから、将来の問題、これはなかなか難しいかも知れませんが、将来どうするということについてもきちんと考え方をということですね。

具体的に言うと、そういう作業と言ひますか、そういう認識を事務局に持てていただいて、こ

れに当たってほしいという御意見でよろしいですか。

○大日方委員

はい。

○山内座長

ありがとうございました。

そのほかにありますか。

○松村委員

今の太日方先生の指摘私にはよく理解できませんでした。事務局はわかったとおっしゃったので問題ないと思うのですが。4番目に関して、もう少し具体的に言っただけませんか。僕は全くイメージが湧かなかったのですが。

○大日方委員

あまり予断を与えてはいけないのですが、例えば現在原価項目になっているものとは別に原価項目が増える、もしくは現在原価としているものが外されるという変更があったときのケースとか、あるいは、例えば現在残り20年稼働するという前提で処理しているのが途中で突然打ち切ることになったときはものすごくシビアな変更なわけですね。残り年数がわずかでもあれば、そこで残っている分を回収するという作業は可能なのですけれども、残り年数も一切なく、そこでストップということになると、今まで経験したことのない変更になります。そのときにどういう手立てが考えられるのかという、将来でちょっとずつ修正という方法がないので、さらに過去にも遡れないとすると、そこで一括修正をするか、あるいは、しないかという選択肢しか残らないのかもしませんが、そういうようなイメージです。

○松村委員

別に今回の廃炉の問題に限った話ではない。火力発電所に15年の償却を認めていたのが、突然5年しか認めませんということになったらどうするか、そういうことですね。あくまで一般論ですね。この問題はさすがにこのワーキンググループの報告書で扱うことでもなく、このワーキンググループで整理することでもなく、もっと上の委員会で整理することです。廃炉関連限定でなくもっと遙かに一般的な料金制度の話ですから。しかも、減価償却について、例えば30年認めていたものを突然政府の都合で15年に打ち切るなどということはおよそありそうにもないことだと思います。それに備えるために、今、事務局が汗をかく必要があるか。荒唐無稽な例しかないのであれば今事務局の手を煩わせる必要は無いと思います。

突然の政策変更によって事業者に大きな不利益が発生したときの対応は確かに重要です。そういう類のコスト、ストランデッドコストの問題は、様々な文脈でいろいろ起こり得るので、この

問題に関して頭の整理をもっと上の委員会で将来ちゃんとせよ、という助言をいただいたということであれば、とりあえず理解はできます。

○永田委員

事務局の作成した資料については、前回の私どもの質問が網羅されていると思いますので、私も概ね了解いたしました。

そこで、今若干お話があった料金で決める部分と会計で決める部分を、ある意味では分離して考えることが、基本だと思っています。今まで30年で償却した資産が15年で償却になり、その分については料金として手当するか否かは、料金の審査委員会の中で議論して決めればいい話かと思えます。会計処理自体が独自に料金に対して何かを規定するとか影響を与えるとか、そういうものではないと理解しています。

松村先生とも従前からお話しさせていただいている、そういった規制や政策等の環境変化に対してどういった料金制度で手当するかというところについては、事務局の調査した外国の料金制度会計制度の事例を参考にすべきかと思えます。特に日本の場合は会計制度と料金制度についてタイムラグがある場合、実務的対応と料金制度のギャップを埋めるために規制資産会計等の会計制度で対応をすることも必要だと思えます。

繰り返しになりますけれども、料金と会計は切り離して考えたほうが、このワーキンググループの中ではすっきり議論が収束するのではないかと考えております。

○山内座長

ありがとうございました。

先ほど松村さんがおっしゃったように、大日方さんの御意見は問題整理をしておくべきだということで、今回の報告書の中で云々という話ではないと理解して、事務局に対する御意見という整理をさせていただいた、それでよろしいかと思えます。

そのほかに、どうぞ。

○辰巳委員

感想です。事故炉の話ですけれども、事故を起こしたときには大変な費用がかかるのだということがある程度わかると思うんですけれども、もしも今後追加費用があったときには、また新たにこういうふうに追加費用を料金で負担してもらうことが可能なのだということがこれで見えてしまって、あってはならないのですけれども、事故を起こしても最終的に事業者は料金で助けられるという印象につながるようであれば嫌だなと私は思っておりまして、そういうふうな印象にならないようにしてほしい。事故炉もきちんと片付けなければいけないというのは十分分かってはいるのですけれども、最後困ったときには何らかの方法をとれば、最終的に料金で助け

てもらえるんだというふうな印象につながらないようにやりたいなと私は思ったんです。だから、先ほど「今後の話も含めて同じような考えでいくんですか」というのは、そういうことを言ったわけです。

○山内座長

ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます、そういった悪影響が出ないようにしなければいけない。この辺はどういう形をとるのか、事務局でまたいろいろ考えていただきたいと思います。

他にいかがでしょう。よろしければ、時間の関係もございますので、次の議題に移りたいと思います。

骨子案でございます。資料4について事務局から御説明願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○久米政策課企画官

では、A4の縦の資料4でございますが、前回御議論いただいた内容と今回御紹介した内容を骨子という形でまとめ始めさせていただいたということでございます。そういう意味で、前回の資料、今回の資料の抜粋という位置付けでございますけれども、簡単に御説明させていただきます。

まず、問題の所在ということで、廃炉に係る料金・会計制度について、廃炉の実態を踏まえた検証を行った結果、以下の課題が確認された。

1つは運転終了後の発電設備の簿価の扱いということであります。これは、運転終了後も一定の安全機能を有する必要があるが、運転終了を機に、個々の設備の有無にかかわらず減価償却を停止し、ユニット全体で残存簿価を一括費用計上することとなっている。当該費用が特別損失として処理される場合には、料金原価に算入されていないというのが現状でございます。

課題としては、本来的には電気料金で回収することが認められていた費用が実際には回収できなくなる可能性がある。その場合には、電力の安定供給、あるいは、円滑かつ安全な廃止措置にも支障が生じるおそれがあるということでございます。

事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備について、これは今まさに御指摘いただいた点でございますけれども、安定化維持費用は東電の福島第一原発のときに料金原価に算入することとしておりましたけれども、資金的支出は特別損失として処理されたということで、減価償却費が発生しないため料金原価に算入されないこととした例がございまして、これによって円滑かつ安全な措置に支障が生じるおそれが出ているのではないかとこの点が課題でございます。

それから、解体引当金については、現状が生産高比例法ということで、1基ごとの発電実績に

応じて解体引当金を引き当てることを義務づけられております。

めくっていただきまして、課題として、原子力発電所の長期停止が続いている中では引当がほとんど進んでいない。さらに、バックフィットを求める新規制基準の導入ということになっておりますので、先ほど大日方先生から御指摘ございましたけれども、生産高比例法の前提となる想定総発電電力量の設定が難しくなるという課題が生じてきているということかと思えます。

また、運転終了すると引当ができないという仕組みになっていますので、想定より早期に廃炉する場合などは、引当金が総見積額に達しないまま運転終了する可能性があるということで、これが一括費用計上されることとなっているということでございますので、こういった料金あるいは会計処理ですと、本来的には電気料金で回収することが認められていた費用が、実際には回収できなくなる可能性がありまして、先ほどと同様、円滑かつ安全な廃止措置等にも支障が生じるおそれがあるということでございます。

2. 対応方針（案）でございますけれども、（1）原子力発電設備の減価償却制度の見直しでございます。原子力を利用して電気の供給を行うに当たっては、運転終了後も長期にわたる廃止措置が着実に行われることが大前提である。廃止措置を完了するまでが電気事業の一環であるということ。

それから、運転終了後も役割を果たす設備については、廃止措置期間中の安全機能を維持することも念頭に追加や更新のための設備投資が行われており、引き続き使用している実態があるということ踏まえれば、その減価償却費を料金原価に含め得ることとし、運転終了後も資産計上することとしてはどうか。

②、事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備についても同様の考え方に立つと。例えば東京電力の場合、「ロードマップ」で実際に廃炉に向けて必要な事業を書いているわけですが、記載の設備について既に引当金で見積もられた設備のほか、新たに設備の取得が必要となる場合には、その減価償却費を料金原価に含め得ることとして、資産計上することとしてはどうかという点でございます。

それから、解体引当金制度の見直しにつきましては、稼働状況に関わらず着実に解体引当金の引当を進めるということで、生産高比例法から定額法又は定率法ということが考えられますが、世代間負担の公平性というか、海外も同様の制度を多くとっているということで、定額法にさせていただいております。

それから、引当期間につきましては、運転終了後も、前回御説明がありましたように、系統除染あるいは安全貯蔵等の工程があつて、直ちに解体が本格化するものではない。廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備があるということ踏まえて、実際に解体が本格化

するまでの間、運転終了後であっても引当を継続することとしてはどうかと。引当期間については別紙で後ほど御説明いたします。

料金負担との関係ですけれども、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備の減価償却費計上による料金負担。これは、先ほどパワーポイントで御説明した中身を文字に起こしたものでございますので、内容については省略させていただきます。通常の廃炉の場合には、運転を継続していく場合と比べれば、追加負担の要因とはなりませんけれども、運転終了時に残存簿価を一括費用計上されると、料金原価に算入されないという場合と比べると追加負担の要因となるというのが結論でございます。

事故炉の廃炉の場合につきましては、新たに取得する設備の減価償却費を料金原価に含め得ることとすれば、追加負担の要因となる可能性がございます。

4ページにまいりまして、解体引当金の引当方法の変更及び運転終了後の引当継続による料金負担でございます。これも結論だけ申し上げますと、廃炉を決定する前の電気料金に対しては追加負担の要因とはならない。一方で、運転終了時に引当金が十分な額に達していなくて、未引当相当額が一括費用計上され料金原価に算入されなかったときと比較すると追加負担の要因となるということでございます。

いずれにつきましても、一定の費用を料金原価に含め得るということになったといたしましても、それを反映した料金改定を行うかどうかは事業者の判断でございまして、それを踏まえてこれらの費用を原価算入して料金改定の認可申請がなされ、さらに料金審査専門小委員会で検討が行われ、その上で料金の改定、値上げが行われるといったことで、一定の費目が原価に入るということと、実際それが料金に反映されるということの間には、様々なプロセスや判断があるということでございます。

5ページに引当期間について考え方を整理しております。運転終了後であっても、実際に解体が本格化するまでの間は引当を継続するという事で整理させていただくとすると、実際に解体が本格化するまでどれくらいの期間があるのがというと、東海発電所で13年、前回ご説明いただいた浜岡1～2号機では14年ということで、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の中で期間が設定されています。

これはまだ2つの例しかないわけですけれども、一方で、廃炉費用は早期に回収すべきということから考えますと、安全貯蔵期間を10年と置かせていただいて、運転期間が現状と同じで40年とすると、この40年と10年を加えて50年を原則の引当期間としてはどうかというふうに整理をさせていただきます。ただ、40年より早期に運転を終了する場合も考えられますので、この場合はその時点から安全貯蔵期間の10年を加えた期間を引当期間とするということで、仮に20年で

運転を終了すると、あと10年間で引当を終了するということではいかがかと思っております。

一方で、安全貯蔵期間が今後もっと短くてできるという電力会社が出てくる可能性も否定はできないと考えておまして、これは現時点で想定しにくいのですけれども、仮に10年より短い時間において本格的な解体が開始されるということがあれば、その期間までに引当を終了していただくということをする必要があるのかなと考えております。原則40プラス10で50年、短い場合にはその運転年数プラス10年と。原子炉等規制法上その10年より短く安全貯蔵期間を置いて廃止措置を進められる場合があれば、そのときまでという形で整理させていただいてはいかがかと考えております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、御説明いただいた骨子案につきまして、御意見をお願いしたいと思います。いかがでございましょう。

○永田委員

骨子案については概ねこの内容で私も納得しております。ただ、例えば1ページ目の(1)の①の現状の最後の行で「当該費用が特別損失として処理される場合には、料金原価に算入されていない」と。これは確認ですけれども、会計処理がこうだから料金の取扱いは自動的にこうなるということではないという私の理解です。要は会計処理にかかわらず料金の取扱いは別途料金審査委員会等で検討するということですし、これは過去の事実がそうだったと理解しております。

もう一つは、今回、会計処理が、着目されていますけれども、あくまでも②の課題の(a)に書かれているとおり料金原価の取扱いと会計処理の関係で、料金原価の取扱いが今回の会計処理にも関係していると思います。そこをきちんと議論しないといけないと考えます。私も松村先生が前回おっしゃられたところと同じ考えでございます。

あとは、2ページ目の対応方針のところ、基本的には前回のご議論の中で発電と廃炉が一体の事業であるという考え方に立つということです。(1)の①の(イ)の最後のところに「以上を踏まえて、その減価償却費を料金原価に含め得ることとして、運転終了後も資産計上することとしてはどうか」ということで、基本的には料金の獲得能力があるという前提です。したがって、その資産について事業の用に供していることと、収益獲得能力があるということで資産性を認めて、その資産について減価償却をするという理解でございます。

あとは私の考えている内容と概ね一致していると思いますので、結構でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

今、最初の点で会計の原則と料金原則がリンクしているわけではないということですよね。そのところは明確になるような記述をお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。松村さん。

○松村委員

すごく細かいことで申し訳ないのですが、4ページの(3)。この文章、誤りはないと思うのですが、形式上は、値下げ届出制で出すときにも原価を計算し、それに基づいて料金を出して行く。それに対して、値下げなのだから厳格に査定しないというのが違うだけです。そうすると、届出制のときにもこのコストを事業者は原価として当然入れることができるようになるわけです。したがって、「厳正に審査を行うこととなる」というところは、「値上げ申請を出してきたときには」と書いていただけるとより正確になるかなと思います。

以上です。

○山内座長

では、そのようにそちらで。

辰巳委員。

○辰巳委員

すみません、きちんと理解できていないのもうちょっと御説明いただきたいと思ったのですが、まず40年間で廃炉にして、あと10年は安全に貯蔵する期間として引当のためのお金を料金からいただくというのはわかりました。運転を終了した後、新たに何か設備が必要な場合がありますよね、あるいは、メンテをして取り替えたりする。そういう設備更新あるいは設備を追加したときの設備は、今言っている引当金の中から使うんですか。事業者がまた設備を追加したから、新たに料金原価の中の設備費に加わるのかどうかというのがよくわからないと思って伺いたかったのです。

○久米政策課企画官

廃止措置をしている間に取得する設備につきましては、解体引当金の中で計算しているということが通常でございますので、普通はまさにこの中で措置されるということだと思います。一方で、今回の東電の福島のような場合には、解体引当金の全く外の世界で新しく設備を取得することになりますので、もちろん引当金では足りないし、想定もしていない費用ということでもありますので、それを資産計上すると、考え方としては普通の原子力発電所の電気事業の資産と同じように償却していくということになるかと思えます。

○辰巳委員

一応は理解したつもりではいるんですけども、そのあたりはこの書き方だけで、引当期間のところに書いてあるだけの話ではちょっとわかりにくいかなと思ったんですね。

あと1つは、もうひとつ丁寧に書いていただきたいのは、廃炉の費用、要するに、「運転期間40年に安全貯蔵期間10年を加えた期間」とここには書いてありますけれども、これだけをパッと見たら50年分を料金の中に組み込まれるのだったら、50年が廃炉の時期だと誤解する可能性もあるので、40年と10年ということを常にきちんと行っていかないと、受ける側としては勘違いをする可能性があるということです。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

2つのご指摘ともに書き方の問題で、少し明確になるようにしていきたいと思います。

ほかにかがでしょうか。

大日方委員、よろしゅうございますか。

○大日方委員

はい。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、今、幾つか御意見いただきました。この骨子案につきましては、主に記述の仕方について御意見をいただきました。基本的な内容については合意をいただいたと理解しております。事務局におかれましては、その辺を踏まえてまた修正をお願いしたいと思います。

それでは、ほかになれば、本日の議論はこれで終了とさせていただきますが、最後に事務局から今後の進め方についてご説明願いたいと思います。

○久米政策課企画官

本日はありがとうございました。

次回につきましては、本日皆様方からいただいた御意見を踏まえて座長と御相談させていただいた上で、これまでの議論を取りまとめたものの案を準備させていただいて御相談させていただきたいと考えております。

日程については、後ほどまた御相談の上、発表させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第1回廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループを閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—